

1 小林市農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由（法第 1 3 条第 1 項）

該当するもの全てに○を記入

☐	基本方針の変更	☐	農業振興地域の区域の変更	☒	基礎調査の結果	☐	経済情勢の変動その他情勢の推移
--------------------------	---------	--------------------------	--------------	-------------------------------------	---------	--------------------------	-----------------

2 農用地利用計画の変更

案件 番号	変更 区分	用途区分 (前→後)	土地の所在・地番	面積 (㎡)	変 更 理 由	根拠法令等 (除外の場合のみ)	備 考
1	除外	農地 → 除外 (田)	小林市野尻町紙屋字上ノ原 2968番 ほか3筆	1,786	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。	法第 1 0 条第 3 項 非該当	
2	除外	農地 → 除外 (畑)	小林市須木内山字楠谷 5325番154 ほか4筆	8,907	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。	法第 1 0 条第 3 項 非該当	
3	除外	農地 → 除外 (畑)	小林市須木中原字平野 2224番1	27,615	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。	法第 1 0 条第 3 項 非該当	
4	除外	農地 → 除外 (田)	小林市野尻町東麓字堂ノ迫 253番1 ほか1筆	2,062	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。	法第 1 0 条第 3 項 非該当	
5	除外	農地 → 除外 (田)	小林市野尻町東麓字中戸 3170番2	486	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。	法第 1 0 条第 3 項 非該当	
6	除外	農地 → 除外 (畑)	小林市野尻町東麓字跡瀬原 4312番	3,339	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。	法第 1 0 条第 3 項 非該当	
7	除外	農地 → 除外 (田)	小林市東方字今別府 1299番 ほか9筆	6,554	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。1300番1は非農地決定されていないが、一体的に荒廃化しており、当該地を除外しても周辺農地への営農条件に影響はないと判断する。	法第 1 0 条第 3 項 非該当	

8	除外	農地 → 除外 (田)	小林市東方字菖蒲田 2462番7 ほか1筆	2,514	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。	法第10条第3項 非該当	
9	除外	農地 → 除外 (田)	小林市東方字池上 3951番2	1,350	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。	法第10条第3項 非該当	
10	除外	農地 → 除外 (田)	小林市野尻町東麓字加例谷 486番2 ほか2筆	1,797	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。	法第10条第3項 非該当	
11	除外	農地 → 除外 (田)	小林市真方字向江田 1377番1	436	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。	法第10条第3項 非該当	
12	除外	農地 → 除外 (田)	小林市真方字川崎 4990番1	2,801	当該地は、10haを超える集团的農用地であるが、自然災害による災害地等で農地として復旧が著しく困難な土地であり（大雨で川が氾濫し、農地に砂が入るため。）、非農地として判断された土地であるため。一団の農用地の周縁部に位置しており、当該地を除外しても周辺農地の営農に支障はないと判断する。	法第10条第3項 非該当	
13	除外	農地 → 除外 (田)	小林市細野字内田ノ前 2597番1 ほか3筆	7,091	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。	法第10条第3項 非該当	
14	除外	農地 → 除外 (畑)	小林市北西方字黒仁田迫 4404番	637	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。	法第10条第3項 非該当	
15	除外	農地 → 除外 (田)	小林市東方字西上藺 5142番5	455	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。	法第10条第3項 非該当	
16	除外	農地 → 除外 (田)	小林市南西方字榎ノ木 6832番26 ほか12筆	4,559	非農地として判断された土地であるため。6842番3は非農地決定されていないが、一体的に荒廃化しており、当該地を除外しても周辺農地への営農条件に影響はないと判断する。	法第10条第3項 非該当	
17	除外	農地 → 除外 (田)	小林市須木奈佐木字下前田 4158番1	634	消防団詰所建設予定地のため。	法第10条第3項 非該当	
18	除外	農地 → 除外 (田)	小林市東方字山ノ口 3039番3	349.21	錯誤のため。	法第10条第3項 非該当	
19	除外	農地 → 除外 (畑)	小林市野尻町三ヶ野山字瀬戸ノ口 3152番5	149.69	非農地として判断された土地であり、今後も農地としての利用見込みがないため。	法第10条第3項 非該当	

20	編入	編入 → 農地 (田)	小林市野尻町三ヶ野山字東原 1327番3	977	県営経営体育成基盤整備事業の受益地へ編入を行うため。		
----	----	----------------	----------------------	-----	----------------------------	--	--

3 農用地利用計画以外の変更

変 更 箇 所	変 更 内 容	変 更 理 由	備 考